

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名：日本原(7)油分離槽清掃役務及び汚泥汲み取り処分
 - (2) 規 格：仕様書のとおり
 - (3) 履行場所：陸上自衛隊日本原駐屯地
 - (4) 履行期限：令和7年5月30日～令和8年3月31日
- 2 競争入札執行の場所及び日時
 - (1) 場 所：陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊入札室
 - (2) 日 時：令和7年5月30日(金) 10時00分
- 3 保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金： 免 除
 - (2) 契約保証金： 免 除
 - (3) 違 約 金
落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。
- 4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人口であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 全省庁統一資格登録手続きを完了した者のうち、令和7, 8, 9年度「役務の提供等」の登録格付「D」級以上に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者。
 - (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
 - (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 5 入札の無効
 - (1) 第4項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判別し難い入札
 - (4) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
 - (5) 電報・電話・FAXによる入札
 - (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- 6 落札の決定方式
 - (1) 総品目総額
ただし、油分離槽の清掃役務と汚泥汲み取り処分等については一体とし、それぞれの予定価格の合計をもって落札を決定する。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額を持って落札金額とするので、各入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 契約書の作成
落札決定後に遅滞なく作成する。
- 8 適用する契約条項
 - (1) 基本契約条項
役務請負契約条項
 - (2) 特約条項
 - ア 談合等の不正防止に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項
 - ウ 単価契約に関する特約条項なお汚泥汲み取り処分に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の二第四号に準ずる

9 その他

- (1) 郵便による入札については、令和7年5月29日(木)17時00分必着分までを有効とします。
- (2) 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度の入札時期は別示する。
- (3) 電報・電話等による入札は認めません。
- (4) 入札参加希望者は、令和7年5月29日(木)までに下記問い合わせ先へ連絡するとともに、資格決定通知書を事前提出すること。(FAX等可)
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊契約班窓口にて閲覧してください。
- (8) 入札及び仕様書に関する問い合わせ先
 - ア 入札に関する事項
〒708-1393 岡山県勝田郡奈義町滝本
陸上自衛隊日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊契約班 担当：折口(オリグチ)
TEL：0868-36-5151 内線(346)
FAX：0868-36-2198 (直通)
Mail：ma421fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
 - イ 仕様書に関する事項
陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊糧食班 担当：森本(モリモト)
TEL：0868-36-5151 (内線492)

本公告は、陸上自衛隊日本原駐屯地駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕 様 書

仕 様 書 番 号	2 0	承 認 年 月 日	令 和 7 年 4 月 3 日
調 達 要 求 番 号	5 R R X 1 A 3 0 0 3 8	作 成 部 隊	日 本 原 駐 屯 地 業 務 隊
件 名	油 分 離 槽 の 清 掃 役 務	作 成 年 月 日	令 和 7 年 4 月 3 日

1 名 称

油分離槽の清掃役務

2 場 所

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
陸上自衛隊日本原駐屯地内 89号

3 概 要

本作業は、油分離槽（89号東西各1機）の清掃・洗浄、汚泥汲取り

4 産業廃棄物前年度実績

含有汚泥等・洗浄水 約8,600Kg

5 適用仕様書

本作業は、本仕様書による他廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守し実施する。
なお仕様書に記載なき事項については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。

6 一般的事項

(1) 本作業実施要領

ア 仕様書及び監督官の指示に基づいて、全てにおいて丁寧かつ確実に実施するものとする。

イ 細部寸法及び数量を確実に現地にて確認し作業を実施するものとする。

ウ 仕様書に明記なき事項に関しては、作業上必要な事項であれば請負業者の負担において良心的に行うものとする。

(2) 安全管理

請負業者は、実施条件を作業関係者に十分把握させるとともに、作業等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。

(3) 現場管理

ア 請負業者は、本作業の実施によって駐屯地の施設等に対し、損害等を与えた場合は、損害事項に対して賠償するものとする。

イ 作業中及び作業終了後は清掃・後片付けをその都度行うものとする。

ウ 作業に必要な場所以外には、立ち入らないものとする。

エ 作業に必要な電気・水道については、官側に申し出て、所要の手続きを行い、許可する範囲内において利用できるものとし、料金は請負業者の負担とする。

(4) 作業写真

作業前、行程毎（特に隠蔽部分）、作業後に撮影し、写真帳（A列4判）に整理し作業完了後速やかに提出するものとする。

(5) その他

不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うものとする。

7 特記事項

(1) 清掃要領

油分離槽等の内部を高圧洗浄機等により洗浄・清掃し、汚泥をバキューム車等により汲取り、洗浄水も汲取る。

(2) 処分要領

汲み上げた汚泥及び油分を含む洗浄水は、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者にて請負業者の責任において确实適正な処分を実施すること。なお産業廃棄物処理業者は県知事等の産業廃棄物運搬業及び産業廃棄物の処分業の許可を受けたものとし、処理終了後、下記の書類の写しを監督官に提出すること。

ア 県知事等の産業廃棄物収集運搬業許可書

イ 県知事等の産業廃棄物処分業許可書

ウ 産業廃棄物管理表（A票、B2票、D票、E票）

(3) 完了時期

陸上自衛隊日本原駐屯地内（89号建物厨房内、東側及び西側油分離槽）の洗浄・清掃及びバキューム車等による汚泥の汲み取り作業を令和8年3月31日までに4回実施する。（4回目の産業廃棄物管理表E票は令和8年3月31日までに提出）

8 提出書類

(1) 工程表

(2) 着手・完了届

(3) 作業写真（A列4判工事写真帳に整理）

(4) 産業廃棄物処理に関する書類（写し）

(5) その他指示された書類等

9 検 査

作業を完了し、後片付け及び清掃を行った後監督官に届け出て現場代理人立会のもと部隊検査官の実施する検査を受け、合格及びE票の確認をもって完了とする。なお手直し事項が生じた場合は、手直し完了後再検査を実施する。

入札書

分任契約担当官
陸上自衛隊 日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

¥

- 1 納期：令和7年5月30日～令和8年3月31日
 - 2 納入先：日本原駐屯地
 - 3 金額には消費税を含まないものとする。
- 上記の条件及び入札(見積)・契約心得承諾の上入札します。内訳は下記のとおり。

番号	品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
1	日本原(7)油分離槽清掃 役務	仕様書のとおり	ST	1			
2	(内訳)	"					
3	(人件費)	"	ST	1			
4	(物件費)	"	ST	1			
5	(諸雑費)	"	ST	1			
6	(管理費)	"	ST	1			
7	日本原(7)油分離槽汚泥汲 み取り処分	含有汚泥等・洗浄水	KG	8600			
8		以下余白					
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。
上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

市場価格調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊 日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

¥

- 1 納期：令和7年5月30日～令和8年3月31日
 - 2 納入先：日本原駐屯地
 - 3 金額には消費税を含まないものとする。
- 上記の条件承諾の上見積りします。内訳は下記のとおり。

番号	品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
1	日本原(7)油分離槽清掃 役務	仕様書のとおり	ST	1			
2	(内訳)	"					
3	(人件費)	"	ST	1			
4	(物件費)	"	ST	1			
5	(諸雑費)	"	ST	1			
6	(管理費)	"	ST	1			
7	日本原(7)油分離槽汚泥汲 み取り処分	含有汚泥等・洗浄水	KG	8600			
8		以下余白					
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。
上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。